

政党規模にもとづく交付金の傾斜配分

浅井直哉

1 政党交付金の集中

自由民主党（以下、自民党）は、二〇二二年二月に実施された第四八回衆議院議員総選挙において二八四議席を獲得し、政権に復帰した。二〇一六年の第二四回参議院議員通常選挙後には、その後に入党した議員を含め、日本のこころとの統一会派が単独過半数を上回り、衆参ともに単独過半数の議席を得るに至った。これに対して、野党は乱立状態に陥り、すべての党が衆議院において二一議席以下にとどまった¹。今日における国会の勢力は、与党が突出した議席を持つ一方で、小規模な野党が分裂したままという構図になった。メディアでは、自民党が他党に比べて優位な立場にあることを「一強多弱」と称して報道する場面もみられる。これらの状況を踏まえると、自民党は議会運営における強力な基盤を手にしたといえる。

（政党規模にもとづく交付金の傾斜配分（浅井））

三四三（四八五）

「自民党がなぜ強いのか」という問いについて考えるには、それが意味するものについて明示しておかなければならない。たとえば、多数派勢力の形成を「強さ」として扱うこともあるだろうし、党執行部の権力が強化されるようなケースを政党の「強さ」と表現することもあるだろう。研究者の側では、それぞれの現象が生じる要因を明らかにするために、それぞれ異なるアプローチを用意する。「多数派の形成」という点については、ある政党が議席を増やしたり、またある党が議席を減らしたりするのはなぜか、どのような場合に得票が増加し、どのような場合に減少するのかといった問いに関心を向けて、有権者の投票行動を分析の対象とする（三宅 一九九五・松本 二〇〇一・谷口 二〇〇五・山田 二〇〇九・谷口 二〇一一・名取 二〇一四）。党組織の権力に関しては、「強い権力」をある派閥や党執行部への権限の集中と置き換えて、方針の決定に介入することができる個人や集団を特定する分析が行われる。このとき、党内意思決定過程の分析などを通じて、組織における権力の所在の変容過程に目を向けることになる（升味 一九八五・佐藤・松崎 一九八六・川人 一九九六・小宮 二〇一〇・高安 二〇一四・濱本 二〇一五）。

ここで挙げた二つのケースは、日本政治研究や自民党研究の中でも数多くの蓄積がなされてきたテーマである^②。これに対し、本稿では、これまで関心を向けられることが少なかった資金面に光を当て、政治資金、とりわけ、政党組織に関する資金という点において自民党の強さがみられることを明らかにする^③。カネは、「個人にとつても集団にとつても、自らの影響力や権力といった手段を発達させることができる（アレキサンダー・白鳥 一九九五・七）。「政党の発達は、その組織を維持、拡大するための費用を増加させる（岩井 一九九〇・三三）」。現実政治と資金とは不可分の関係にあり、政治資金は「デモクラシーの必要経費」となる（岡沢 一九八九・一八五）。権力の拡大を目指すとき、政党の組織化を目指すとき、そこには必ず資金需要が生まれる。本稿はこの点に目を向け、政党組織と資金を取

りあげることとする。

本稿においては、「自民党の強さ」を「資金の集中」として位置づける。潤沢な資金をもつ政党や候補者は、必然的に運動に投入できる資金量が増加し、選挙運動を有利に進めている可能性がある。また、平時における宣伝活動や党組織の運営など、資金の需要は選挙運動期間以外の日常時においても存在する。川人（二〇〇四）は、わずかであるものの、資金が多く投入された場合に得票が増加するケースの存在を指摘している（川人 二〇〇四）。

次節で後述するように、政党は、本来、党費や支持者および支持団体からの献金によって活動資金を確保すると考えられてきた。今なお、これらの資金が政党組織を支えていることに疑いの余地はない。しかし、党費や献金などの自主財源は以前よりも大幅に縮小し、各党の資金需要に耐え得るものではなくなった。今日、各党の資金を支えているのは政党交付金である。日本では、一九九五年の政党助成制度の開始後、一部の政党を除き、各党の収入は政党交付金を中心になった。日本の政党助成制度では、国会の議席数と国政選挙での得票率をもとに各党への交付額が算出される。そのため、議会第一党に資金が集中しやすい仕組みになっている。メディアでは毎年、各党への配分額が報道されるものの、通時的な情報はあまり蓄積されておらず、学術的にも分析の対象にされてこなかった。本稿では、各党の交付金に注目し、政党助成制度の仕組み上、各党の配分額の相対的な比率は、各党の得票および議席の比率に近似するのではないかという問いを出発点として、有効政党数の算出方法を援用し、配分額の差を分析する。次節では、日本の政党助成制度の枠組みに注目し、各党への配分額が国会における勢力に近似することを確認する。続く第三節では、日本における有効政党数の推移に目を向け、第四節において、政党交付金の配分における集中の程度と有効政党数の比較を行う。第五節では、本稿の結論とそこから導き出される知見について論じる。

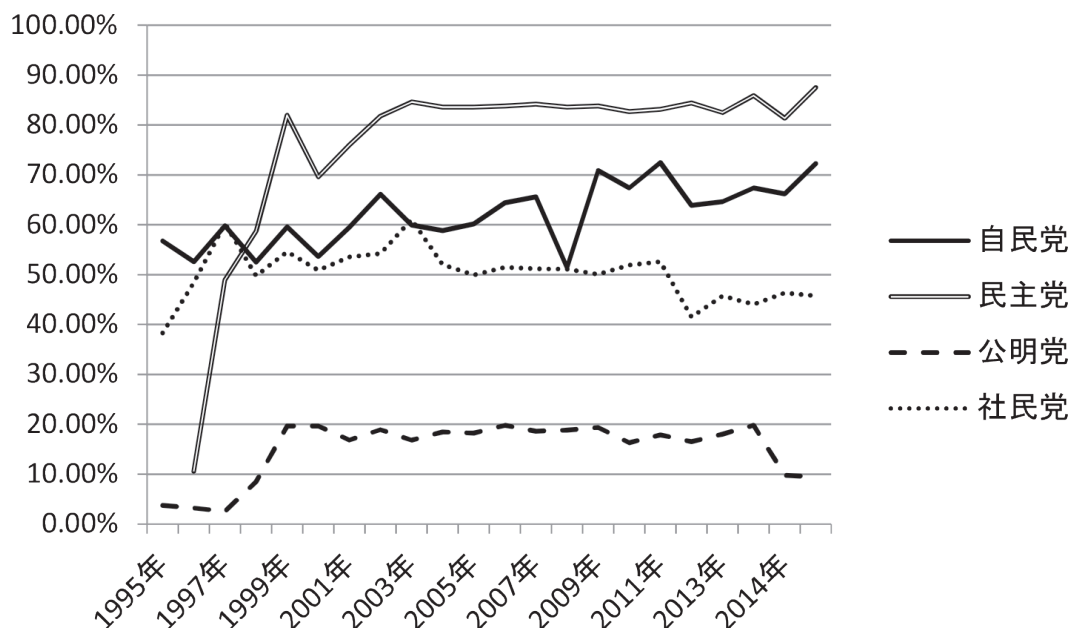
2 日本における政党助成制度

大衆政党 (mass party) や包括政党 (catch-all party) に関する議論によれば、政党は、支持者からの献金を募り、その資金を活動費に充てる (Duverger 1951; Kirchheimer 1966)。しかし、今日の政党は、カルテル政党 (cartel party) 論が説明するように、有権者や企業からの献金ではなく、国からの助成金によって支えられている (Katz and Mair 1995)。日本の政党も、この状況に当てはまるものと考えられる。日本の政党助成は一九九五年に始まり、今日までに六、〇〇〇億円以上の資金が三〇以上の政党に交付された。二〇〇四年分の政治資金収支報告書をみると、各党の年間収入において政党交付金が占める割合は、自民党で約六七%、民主党 (当時) で約八六%となっている⁽⁴⁾。政党助成法は、「政党の政治活動の健全な発達の促進及びその公明と公正の確保を図り、もって民主政治の健全な発展に寄与すること」を目的としている。

政党助成法には、「政党交付金の交付に当たっては、条件を付し、又はその用途について制限してはならない」と明記されており、原則として用途は定められていない。政党交付金は、最近の国勢調査によって示された人口に二五〇円をかけた額を総額としており、年間でおよそ三二〇億円となる。政党交付金を各政党に配分するための計算には、主に二つの方法が採用されており、総額の二分の一ずつの金額が該当する。一つ目の計算方法は、議員数割と呼ばれるものである。

議員数割は、交付を届け出た政党に所属する議員数をもとに各政党の勢力を算出する。分母となる値は、衆参両院の議員総数ではなく、届け出を行った政党に所属する議員数となる。国会に議席を有する政党のうち、届け出を行わ

図1 主要政党の年間収入に占める政党交付金の割合



出典：「政治資金収支報告書の概要」『官報』より筆者作成。

（政党規模にもとづく交付金の傾斜配分（浅井））

なかつた政党があれば、その政党が受け取る予定であった資金は総額分に組み込まれたままとなるため、結果的に、交付の申請を行った政党に上乗せして交付されることになる。

残りの二分の一の額は、得票数割によって算出される。得票数割は、さらに四分の一ずつの額に分けられ、前回衆議院議員総選挙での得票率、前回および前々回の参議院議員通常選挙における得票率に応じて配分される。いずれも、選挙区と比例区に分けて計算され、通常選挙においては、前回選挙と前々回選挙の得票率の平均をもとに算出される。ここでも、分母となる値は有効投票総数に対する当該政党の得票数ではなく、届け出を行った政党が獲得した得票を合算した数となる。それゆえ、得票数割においても、届け出政党が少ないほど、届け出政党に支給される額が大きくなる仕組みとなっている。日本では、支給資格を満たすほとんどの政党が政党交付金を受給しているが、共産党は、制度が導入された当初から交付金を受給していない。共産党が受け取ることのできる額は、交付を届け出た政党に上乗せされている。

政党が交付金を受給できるか否かは、以下の二つの基準により

表1 政党交付金配分額の算出方法

区分	計算
議員数割：政党交付金総額の1/2	議員数割(1/2) × 当該政党の国会議員数 / (届出政党の国会議員数の合計) …①
得票数割：1/2 総選挙（前回） 小選挙区	得票数割(1/2) × 1/4 × 得票割合 …② a
得票数割：1/2 総選挙（前回） 比例代表	得票数割(1/2) × 1/4 × 得票割合 …② b
得票数割：1/2 通常選挙（前回・ 前々回）小選挙区	得票数割(1/2) × 1/4 × 得票割合 の平均 …② c
得票数割：1/2 通常選挙（前回・ 前々回）比例代表	得票数割(1/2) × 1/4 × 得票割合 の平均 …② d
各政党への配分額	① + ② (a ~ dの合計)

出典：総務省ホームページ「政党交付金の額の算定と交付手続」

http://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/seitoujoseihou/seitoujoseihou04.html

をもとに筆者作成（2019年3月29日閲覧）。

規定されている。第一に、衆議院ないし参議院に議席をもつ議員が五人以上いる政党が交付対象となる。第二に、前回の総選挙、あるいは前回、前々回の通常選挙において、二%以上の得票率を得た政党に受給資格が与えられる。各党が受給できる交付金の額には、制度導入当初、前年収入額の三分の二という上限が設けられていた。これにより、事実上、新党は結成の翌年以降でなければ交付金を受給することができなかった。前年に収入実績がない場合には、交付額が算定されない。しかし、この条項は一九九六年に廃止され、交付額の算出に際して前年の収入実績は反映されないこととなった。したがって、国政選挙に一度も候補者を擁立したことがない政党であっても、現職の議員が五人以上いれば、政党交付金を受給することができる。

また、前回の総選挙か、前回および前々回の通常選挙において、政党として二%の得票実績があれば、ある時点において国会議員が五人以上在籍していなくて

も、政党交付金の受給資格が生じる。受給に際して、政党は、基準日における政党の名称や会計責任者、所属議員の氏名などを総務省に届け出る。基準日は、基本的に、交付金が交付される当該年の一月一日と定められており、しばしば現職議員による新党が年末に結成されるのはこのためであると考えられる（山本 二〇一〇）。

日本の政党助成制度には、以下のような二つの特徴がある。第一に、新党や規模の小さな政党にも交付を受ける機会が開かれていることである。フランスでは五〇以上の選挙区に候補者を擁立することが受給資格を得る条件の一つとなっている（桐原二〇〇四）。ドイツでは、前年の収入実績が配分額の上限となるため、助成金を得るには、党費や献金を集めることが欠かせない（桐原二〇〇四）。日本の場合には新党であっても五人以上の現職議員が所属していれば交付を受ける資格が発生するため、両国に比べ、開かれた受給要件が設けられている。

第二の特徴としては、金額の配分に偏りが生まれることである。配分額の算定は、議席数と得票数をもとに決定されるため、必然的に、議席の多い政党ほど多額の資金が配分される。各党に同額の資金を提供するのでない限り、何らかの方法によって配分額に傾斜をつけなければならない。日本では、議席数と得票数によって金額の差が生まれるように設計されている。見方を変えると、多数派勢力には多額の資金が供給されるのに対し、その他の政党は、党勢が小さくなればなるほど交付金も少額になる。すなわち、各党への配分額には、各党の議席および得票における勢力が反映されていると考えられる。そこで、有効政党数の指標を援用し、実際にそうであるのか、勢力に沿った配分がなされているのならば、議席および得票のどちらの値に接近しているのかを明らかにする。

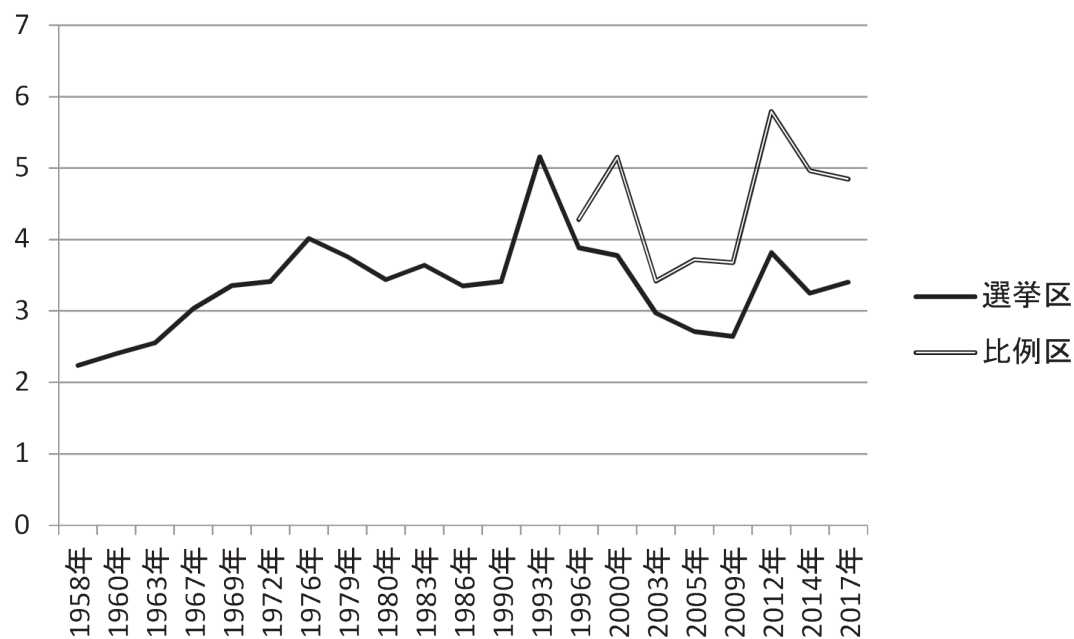
3 日本における有効政党数の推移

各党への交付金の規模を析出する前に、日本の有効政党数の推移と、各選挙において得票および議席を得た政党数の推移を概観する。有効政党数とは、ラークソー (Markku Laakso) とターガペラ (Rein Taagepera) によって考案された指標であり、各党の議席数や得票率をもとに、勢力的に有効とみなすことのできる政党の数を示す (Laakso and Taagepera 1979)。各党が同規模程度の勢力をもつ場合には、政党システムに存在する政党の実数に近い値が算出される。これに対し、突出した議席数をもつ政党が存在するとき、有効政党数は一に接近する。

図2をみると、総選挙における有効選挙政党数は、選挙区ではおおむね三党〜四党の間で推移していることがわかる。⁽⁵⁾ 民主党が単独で圧倒的な議席を獲得した二〇〇九年には二・六四が記録されている。数値が三未満であることから、総選挙における選挙区では、純粋な二党制ではないものの、ほぼそれに近い傾向がみられるといえる。比例区の部分に目を移すと、選挙区に比べて政党数が増加していることがわかる。この点からは、比例代表制が併用されていることにより、小党による議席獲得の可能性が高められていることを確認できる。小選挙区では、有効な勢力を獲得する政党が三未満であるが、比例代表制によって一定の勢力を得る政党が増加しており、数の点からすると、衆議院では多党制の傾向がみられる。

ここでは、日本の政党システムの状況を論じることを目的としているのではなく、勢力的に有効とみなすことのできる政党と、そうでない政党の数の差にどの程度の開きがみられるのかを確認しておきたい。表2は、一九五五年以降に実施された総選挙において票を得た政党の数と、図2で示した有効政党数を一覧にしたものである。これを見る

図2 有効選挙政党数（衆議院）の推移



出典：筆者作成。

（政党規模にもとづく交付金の傾斜配分（浅井）

と、票を得た政党の総数に対し、有効な勢力をもつとされる政党数は半分以下の値で推移していることがわかる。選挙区に比べ、小党でも票を得やすいとされる比例区の部分でさえ、有効政党数は実際に得票した政党の半分以下に圧縮される。表3では、総選挙において議席を獲得した政党の数と有効議会政党数を、表4では、参議院議員通常選挙において票および議席を獲得した政党の数と有効政党数を比較している。総選挙において議席を獲得した政党については、一九九六年以降の選挙区部分における政党数の圧縮が顕著となっている。特に、二〇〇五年以降、小選挙区において議席を獲得した勢力は八つ前後存在しているのに対し、有効議会政党数は二を下回っている。参議院の有効政党数は、選挙、議会ともに衆議院を上回っているが、票および議席を実際に獲得した政党と比較すると、衆議院での傾向と同様に半分以下の値となる。二〇〇一年以降の通常選挙では、六〜八つの勢力が議席を獲得しているのに対して、有効政党数は三前後で推移している。通常選挙では、地域によって選挙制度にばらつきがみられるが、おおむね、衆議院の傾向と重なっている。

表2 衆議院議員総選挙において得票した政党数と有効政党数の比較

	実数 (選挙区)	実数 (比例区)	有効政党数 (選挙区)	有効政党数 (比例区)
1958年	5		2.24	
1960年	6		2.40	
1963年	6		2.55	
1967年	7		3.03	
1969年	7		3.35	
1972年	7		3.41	
1976年	8		4.02	
1979年	9		3.76	
1980年	9		3.44	
1983年	9		3.64	
1986年	9		3.35	
1990年	8		3.41	
1993年	11		5.16	
1996年	9	8	3.88	4.28
2000年	11	10	3.78	5.15
2003年	10	5	2.97	3.42
2005年	9	8	2.71	3.72
2009年	11	11	2.64	3.68
2012年	12	12	3.82	5.79
2014年	10	11	3.25	4.97
2017年	9	11	3.40	4.85

出典：筆者作成。

表3 衆議院議員総選挙において議席を得た政党数と有効政党数の比較

	実数	実数	有効政党数	有効政党数
	(選挙区)	(比例区)	(選挙区)	(比例区)
1958年	5		1.98	
1960年	6		2.00	
1963年	5		2.15	
1967年	6		2.41	
1969年	6		2.50	
1972年	7		2.67	
1976年	7		3.18	
1979年	8		3.29	
1980年	8		2.74	
1983年	8		3.23	
1986年	8		2.57	
1990年	8		2.70	
1993年	10		4.14	
1996年	8	5	2.36	3.84
2000年	9	6	2.36	4.72
2003年	8	5	2.28	3.03
2005年	6	8	1.76	3.15
2009年	7	7	1.70	2.91
2012年	9	9	1.57	4.95
2014年	9	6	1.69	4.14
2017年	8	7	1.71	4.20

出典：筆者作成。

（政党規模にもとづく交付金の傾斜配分（浅井））

表4 参議院議員通常選挙において票および
議席を得た政党数と有効政党数の比較

	実数 (選挙区)	実数 (比例区)	実数 (議会)	有効政党数 (選挙区)	有効政党数 (比例区)	有効政党数 (議会)
1956年	7	7	6	2.62	3.55	2.59
1959年	6	7	6	2.54	3.49	2.44
1962年	8	8	7	2.94	3.39	2.58
1965年	7	7	6	3.17	3.29	2.49
1968年	7	7	6	3.29	3.43	2.74
1971年	7	7	6	3.22	3.62	2.82
1974年	7	7	7	3.87	3.80	3.33
1977年	11	11	10	4.09	5.03	3.18
1980年	8	9	8	3.73	4.12	2.87
1983年	8	10	11	3.72	5.10	2.94
1986年	8	10	10	3.60	4.68	2.72
1989年	9	9	11	5.03	4.43	4.21
1992年	7	9	10	4.00	5.44	3.01
1995年	9	8	9	5.42	4.65	3.84
1998年	8	7	7	4.94	5.83	4.63
2001年	8	8	8	4.27	4.58	2.92
2004年	7	6	6	3.36	3.75	2.89
2007年	11	11	7	3.55	3.83	2.86
2010年	13	12	8	3.55	5.01	3.09
2013年	14	12	9	4.22	5.23	3.03
2016年	13	12	8	4.03	4.70	3.36

出典：筆者作成。

4 政党交付金配分の偏り

前節では、実際に票および議席を得た政党数と、有効政党数の計算によって算出された政党数との間に、どの程度の差が生じ得るのかを確認した。有効政党数の議論は、選挙および議会レベルにおいて、各党の勢力を相対的に比較し、一定の規模を上回る政党の数を算出する。この性格を政党助成に援用し、交付金の配分がどの程度の数の政党に集中しているのかを明らかにする。待鳥（二〇一五）によると「有効政党数は、大政党と小政党が混在する議会の実質的な勢力関係を明らかにする」のに有用な指標であるという（待鳥 二〇一五）。配分額が議席数と得票数をもとに算出されること、金額の大きな政党と小さな政党が存在していることの二点から、政党交付金は、有効政党数の援用可能性をもつ。

表5は、交付を受けた政党の数と、他党よりも相対的に大きな金額の交付を受けたとみなされる政党の数を示している。これを見ると、有効政党数のように、実際の数よりも五党以上減少し、三前後の値で推移していることがわかる。これは、一定程度の資金を得ている政党が三前後に集中しているということの意味している。最大値は、一九九八年に記録された三・四五であり、同年に実際に交付を受けた政党数は一二党であった。特筆すべきは、二〇〇三年以降、ほとんどの年において、交付金が三党以下の政党に集中している点である。政党交付金総額のうち、議会第一党と第二党が大部分を占め、残りの金額が一〇党前後に配分されていることになる。

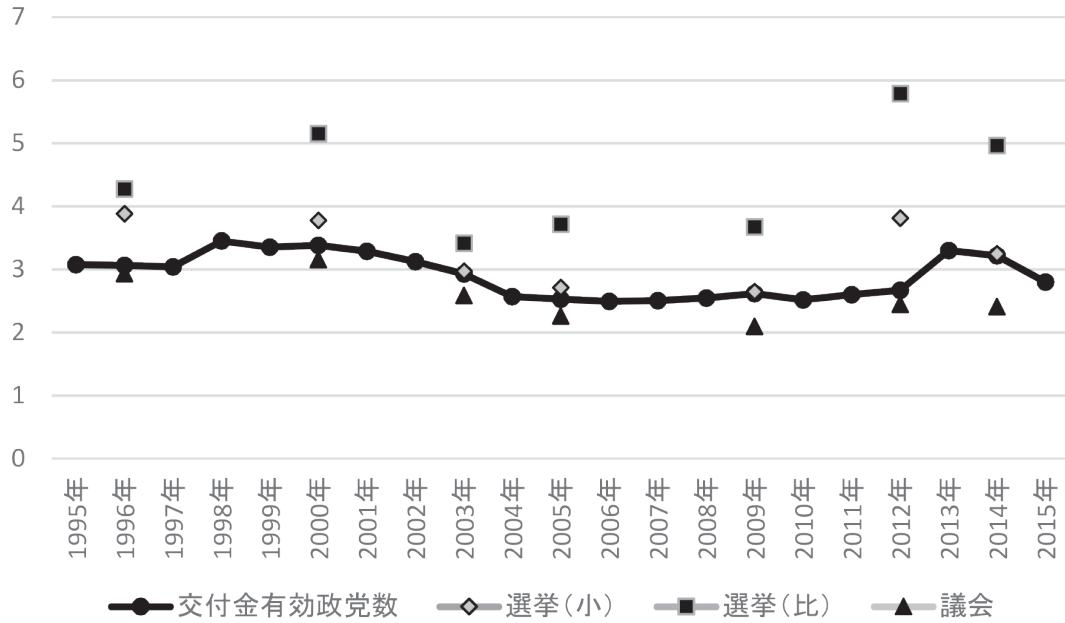
図3は、衆議院、参議院における有効政党数と交付金の集中の程度を比較している。⁶⁾得票する政党よりも議席を得る政党の方が少ないため、有効政党数は、一般的に、選挙レベルよりも議会レベルの方が小さな値となる。これらの

表5 政党交付金を受給した政党と配分額の集中の比較

	交付金受給政党数	政党交付金集中度
1995年	8	3.08
1996年	10	3.06
1997年	9	3.04
1998年	12	3.45
1999年	10	3.35
2000年	11	3.39
2001年	10	3.29
2002年	8	3.13
2003年	8	2.93
2004年	6	2.57
2005年	7	2.53
2006年	7	2.49
2007年	6	2.51
2008年	6	2.55
2009年	8	2.62
2010年	9	2.52
2011年	9	2.60
2012年	11	2.67
2013年	9	3.30
2014年	11	3.22
2015年	10	2.80

出典：筆者作成。

図3 有効政党数と政党交付金の集中度の比較



出典：筆者作成。

値と比較し、資金配分の集中度が有効選挙政党数の選挙区部分と有効議会政党数の間に位置し続けていることから、政党交付金は、小選挙区部分の得票ないし議会における議席配分に近い状況のもとに配分がなされている。これらのことから、政党交付金に関し、配分の計算方法は複雑なもの、資金配分はおおむね議席状況を反映しているといえる。

単年での傾向をみていくと、政党交付金は、議会レベルの勢力に近似しており、配分の比例性が高い。一方で、通時的な見方をすると、資金総額に対する各党への配分額はいくつかの政党に集中し、そのような状況が常態化していると指摘できる。第二節でみたように、資金配分の算出は所属議員数と得票率が基準となる。この二つの条件は、二〇〇九年や二〇一二年の総選挙のように、選挙結果に大きな変動が起きない限り固定される。言い換えると、一度の選挙結果が数年の間において資金的な差を生み出す。

5 結論と含意

政党交付金の配分額を相対的にみると、約三党前後に集中しているとみなすことができ、議会勢力、あるいは総選挙における選挙区レベルの勢力を反映するかたちになっているという実態が明らかになった。前節でも指摘したように、現行制度上、政党間には資金的な差が生まれやすく、さらには固定化しやすい状況にあるといえる。これは、とりわけ、年間収入の多くを政党交付金に依拠している政党にみられる傾向である。これらのことから導き出される知見として、以下の三点を挙げることができる。

第一に、各党の得票や獲得議席と資金の関係について、政党助成という点からみると、選挙と資金との間には、選挙結果の差が資金力の差を生み出すという関係が存在する。冒頭でふれたように、多額の資金が選挙運動に投入されるとき、得票が増加するのはわずかであり、政党資金と議席の関係性については、さらなる分析の余地が残されている。しかし、選挙で勝ち続けることが資金の増加につながり、資金の増加が選挙での勝利をより確かなものにしていくとするならば、政党助成は、自民党の一角優位という状況を促進する要因として作用していることになる。あくまでも、本制度は得票と議席に応じて資金を傾斜的に配分するというロジックのもとに成り立っている。そうであるとしても、実際には、選挙結果によって資金力の差がもたらされ、その差が固定化されるような実態が浮かび上がる。政党助成の開始から二〇年以上が経過した今日、現行の制度がもたらす効果や影響を検証し、制度の在り方を見直す余地があるように思われる。

この点については、政治資金規正法との関連や、献金の在り方とのつながりを踏まえた議論が求められる。政治資

金との直接的な結びつきは、配分額の集中度から導き出される第二の含意となる。日本において、個人献金は定着しておらず、政治改革時に期待されたような状況は生まれていない。当時、個人献金の促進が期待されたのに対し、企業献金は規制の対象となった。企業献金については、基本的にネガティブなものとしての見方が先行している。^⑦ もちろん、一九七〇年代から一九九〇年代にかけての汚職にまつわるイメージが存在していることを無視することはできない。しかしながら、現実には、各党の収入が交付金によって支えられている以上、献金の在り方と助成の位置づけを関連づけた議論が求められることになる。個人、企業や団体などといった私的な領域からの資金が政党に流れ込まない限り、各党の資金が変動する余地は少ない。^⑧ したがって、政治献金の取り扱いを改めて問い直す必要があるといえよう。

第三の点は、各党の資金量が政党、とりわけ野党の選挙戦略に影響を及ぼす可能性をもつことである。得票および議席の増加が自らの資金の増加をもたらすとき、各党は、得票の最大化を目指すような選挙戦略を打ち立てると想定できる。資金的な余裕を欠く政党は、たとえ議席の獲得に結びつかなくても、得票の増加に傾倒する。このとき、政党交付金は、野党間における政党間協力を阻害するものとなる。統一候補の擁立は、野党の候補者の勝率を高める選挙戦略として位置づけられる。統一候補を擁立したとき、得票は、当然のことながら一本化された候補者が所属する政党のものになる。戦略が功を奏し、統一候補が与党候補を破つたと仮定すると、これまた当然のことながら、議席はその当選者の政党の数に組み込まれる。この候補者ないし当選者の政党は、票、議席ともに伸張することができ、結果的に交付金の配分の増加も見込まれる。これに対して、相乗りの側にまわった政党は、実績を上積みすることができず、選挙運動にコストを投入するのみとなり、直接的なメリットを欠く。

今日における自民党の「一強多弱」の状況は「一強多弱」とも称され、なぜそのような政治状況が生じているのかについては、複合的な要因が存在する。本稿では、その一端として政党資金、とりわけ、政党交付金に注目し、この点においても自民党の「一強多弱」の状況が形成されているとともに、その状態が固定化しているものであることを指摘した。本稿が政党助成を取りあげたのは、今日の政党が収入の大部分を交付金で賄っているからである。このことは、必ずしも各党の資金が政党交付金のみによって支えられているということの意味するものではない。第一節でもふれたように、交付金に比べて小さな規模ではあるものの、各党とも、党費や献金による収入を得ている。

ただし、この点においても与野党間には資金の差がみられる。たとえば、自民党の年間収入において、約二〇%は自主財源が占める。これに対し、野党の自主財源は数%程度にとどまる場合が多く、資金を調達することができていない。政治資金は、多くの党員を抱え、組織的に資金を確保するための仕組みが整備されている政党や、与党として政策決定に影響力を行使することができる政党に集中する。すなわち、与党に比べて、野党は自主財源の調達が困難なものとなる。このような流れが存在するうえで、今や各党の最大の資金源となった政党交付金にも偏りがみられることから、資金の集中は、政党の強さに関する一つの側面をなすという説明が可能となる。

政党助成制度は、政治改革のときに掲げられた政党本位の政治を実現するための具体策であり、制度設計や期待される効果には当時の政治状況が反映されている。この意味で、本稿が明らかにしたのは、政党助成に関して、政治改革時には予期されていなかった影響が生じているということである。今後、政治改革の検証が進められ、政治資金の改正をめぐる論点が再び提起されるならば、政党組織、さらには政党助成の在り方について包括的な議論がなされなければならない。この点は、本稿の射程では論じることができない課題であり、本稿の立ち位置は、あくまでも問題

提起を行ったにすぎない。今後、この議論をより深めていくためには、さらなる研究蓄積が求められる。とりわけ、早期に取り組まれるべき論点としては、各党の資金の多寡と選挙結果の関係がどのようなものであるのか、各党の支出はどのようなに成されており、政党交付金が占める割合はどの程度であるのかなどの問題が想起される。これらの点は、今後の研究課題としたい。

(1) 第四八回総選挙の結果より。

(2) ここでは、数多くの研究蓄積のうちの一部を取りあげている。

(3) 日本の政治資金に関する主な研究業績として、広瀬(一九八九)、岩井(一九九〇)、アレキサンダー・白鳥(一九九五)、佐々木・谷口・吉田・山本(一九九九)、川人(二〇〇四)、Carlson(2007)などを挙げる事ができる。なお、政党助成を取り上げているものとしては浅井(二〇一六・二〇一七・二〇一八)を参照。

(4) 各党の年間収入に占める政党助成の割合をみる限りにおいて、日本の政党はカルテル政党論が指摘するような特徴をもっている。その一方で、カルテル政党の特性は資金面以外にも論じられており、資金面にのみ注目して、日本の政党がカルテル政党であると論じることは難しい。中北(二〇一一)は、政党助成の点においても、日本の政党をカルテル政党とすることは早計であると指摘する。本稿でも論じているように、日本の政党助成は国政選挙を中心とした制度設計が施されている。政党が資金を獲得するためには、選挙での得票、議席獲得の増加を目指す必要があることから、彼は選挙至上主義政党であると論じている(中北 二〇一一:一二五)。

(5) 総務省が公表する選挙結果調にもとづいて、「諸派」および「無所属」をそれぞれ一つのグループとみなして算出された値を示している。

(6) 前節と異なり、政党交付金を受給した政党のみを対象とした値を示している。共産党は、折れ線グラフで示している交付金の集中度に含まれていない。

- (7) 民主党は、政党本部のレベルにおいて、企業・団体献金の受け取りを拒否する姿勢をみせている。
- (8) 白鳥（一九九五）は、自主財源によって資金を充足できないような政党は、国民からの支持を得ることができていないことを意味し、消滅しても仕方がないと考える見方があると述べている。同時に、それでもなお、選挙運動において共通の場を設けることが必要であると論じ、公的な助成は選挙公営のようなものにとどめられるべきであるとの立場を示している（白鳥一九九五：二四三）。

（日本語文献）

- 浅井直哉（二〇一六）「日本の政党助成制度とカルテル政党の形成」『法学研究年報』第四四号、一七五—二〇七頁。
- 浅井直哉（二〇一七）「政党助成制度の導入による収支構造の変容と政党交付金の実態」『法学研究年報』第四五号、一二一—一四九頁。
- 浅井直哉（二〇一八）「民主党における政党助成の役割」『法学研究年報』第四六号、一二四—一〇三頁。
- 岩井奉信（一九九〇）『政治資金の研究——利益誘導の日本の政治風土』日本経済新聞社。
- 岩崎正洋（一九九九）『政党システムの理論』東海大学出版会。
- 岩崎正洋（二〇〇二）『議会制民主主義の行方』一藝社。
- 岩崎正洋（二〇〇七）「一党優位政党制の条件」『政経研究』第四四卷第二号、四五—四七一頁。
- 岩崎正洋編（二〇一一）『政党システムの理論と実際』おうふう。
- 岩渕美克（二〇一〇）「第45回総選挙の分析——民主党の勝因とメディア効果」『ジャーナリズム&メディア』第三卷、四一—五二頁。
- 岡沢憲芙（一九八八）『現代政治学叢書 一三三 政党』東京大学出版会。
- 加藤秀治郎（一九九二）「西ドイツの比例代表制と公費補助」『選挙研究』第六卷、六三—七九頁。
- 川人貞史（一九九六）「シニオリティ・ルールと派閥」『レヴアエアサン』臨時増刊号、一一—一四五頁。

川人貞史（二〇〇四）『選挙制度と政党システム』木鐸社。

桐原康栄（二〇〇四）「欧米主要国の政治資金制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF』第四五四号。

小宮京（二〇一〇）「保守党における派閥の一考察——1920—1960年代」『選挙研究』第二六卷第一号、五—一三頁。

佐々木毅・谷口将紀・吉田慎一・山本修嗣編（一九九九）『代議士とカネ』朝日新聞社。

佐々木毅編（一九九九）『政治改革一八〇〇日の真実』講談社。

佐藤誠三郎・松崎哲久（一九八六）『自民党政権』中央公論社。

白鳥令（一九九五）「政治改革の原則は何か」H・E・アレキサンダー&白鳥令編『民主主義のコスト——政治資金の国際比較』二二七—二四四頁、新評論。

砂田一郎（一九七七）「一党優位型政党システムの安定と変動の諸条件——政党イデオロギーの問題を中心に」『東海大学紀要 政治経済学部』第九巻、五五—七二頁。

田中宗孝（一九九七）『政治改革六年の道程』ぎょうせい。

谷口将紀（二〇〇五）「衆議院総選挙候補者の政策位置」『年報政治学』第五六卷第二号、一一—二四頁。

谷口尚子（二〇一一）「二〇〇九年政権交代の長期的・短期的背景」『選挙研究』第二六卷第二号、一五—二八頁。

中北浩爾（二〇一一）『現代日本の政党デモクラシー』岩波新書。

名取良太（二〇一四）「2012年衆院選における政党投票と候補者投票」『情報研究——関西大学総合情報学部紀要』第四一巻、七一—八四頁。

広瀬道貞（一九八九）『政治とカネ』岩波新書。

浜田泰弘（二〇一一）「政党国庫補助の政治的意義と憲法的问题——ドイツにおける政党助成の概観」『現代社会研究』第八号、六三—七〇頁。

濱本真輔（二〇一五）「首相と党内統治——人事と造反」『選挙研究』第三二卷第二号、三二—四七頁。

升味準之助（一九八五）『現代政治——一九五五年以後 下』東京大学出版会。

松本正生 (二〇〇二) 『政治意識図説——「政党支持世代」の退場』中公新書。

村上信一郎 (一九九二) 「政党活動に対する国家助成——イタリアの経験から」『選挙研究』第六巻八〇—一〇八頁。

三宅一郎 (一九九五) 『日本の政治と選挙』東京大学出版会。

山田真裕 (二〇一〇) 「2009年総選挙における政権交代とスウィング・ヴォーティング」『選挙研究』第二六巻第二号、五一—四頁。

山本健太郎 (二〇一〇) 『政党間移動と政党システム——日本における「政界再編」の研究』木鐸社。

(外国語文献)

Alexander, Herbert E. (1989) *Comparative Political Finance in the 1980s*, Cambridge: Cambridge University Press.

Alexander, Herbert E., and Rei Shiratori (eds.) (1994) *Comparative Political Finance among the Democracies*, Boulder: Westview Press. 岩崎正洋他訳 (一九九五) 『民主主義のコスト——政治資金の国際比較』新評論。

Carlson, Matthew (2007) *Money Politics in Japan: New Rules, Old Practices*, Boulder: Lynne Rienner Pub.

Duverger, Maurice (1951) *Les Partis Politiques*, Librairie Armond Colin. 岡野加穂留訳 (一九七〇) 『政党社会学——現代政党の組織と活動』潮出版社。

Hopkin, Jonathan (2004) 'The Problem With Party Finance: Theoretical Perspectives on the Funding of Party Politics,' *Party Politics*, Vol. 10, No. 6, pp. 627-651.

Laakso, Markku and Rein Taagepera (1979) "Effective" Number of Parties: A Measure with Application to West Europe,' *Comparative Political Studies*, Vol. 12, No. 1, pp. 3-27.

Nassmacher, Karl-Heinz (2006) 'Regulation of Party Finance,' In Richard Katz and William Crotty (eds.) *Handbook of Party Politics*, SAGE.

Katz, Richard S., and Peter Mair (1995) 'Changing Models of Party Organization and Party Democracy,' *Party Politics*, Vol. 1,

- No. 1, pp. 5-28.
- Katz, Richard S., and Peter Mair (2009) 'The Cartel Party Thesis: A Restatement,' *Perspective on Politics*, Vol. 7, No. 4 pp. 753-766.
- Kirchheimer, Otto (1966) 'The Transformation of the Western European Party System,' in Joseph LaPalombara and Myron Weiner (eds.) *Political Parties and Political Development*, Princeton : Princeton University Press, pp. 177-200.
- Panebianco, Angelo (1982) *Modelli di Partit: E Potere Nei Partiti Politici*, Societa Editrice Il Mulino, Bologna. 村上昌一訳 (二〇〇五) 『政党——組織と権力』ミネルヴァ書房。
- Scarrow, Susan E. (2006) 'Party Subsidies and the Freezing of Party Competition: Do Cartel Mechanisms Work?,' *West European Politics*, Vol. 29, No. 4, pp. 619-639.
- van Biezen, Ingrid (2005) 'On the Theory and Practice of Party Formation and Adaptation in New Democracies,' *European Journal of Political Research*, Vol. 44, No. 1, pp. 147-174.
- van Biezen, Ingrid, and Petr Kopecký (2014) 'The Cartel Party and The State: Party-State Linkages in European Democracies,' *Party Politics*, Vol. 20, No. 2, pp. 170-182.

